

にいがた



▲桜とSLばんえつ物語号〈阿賀町〉

Contents

- 国民年金の手続きはお済みですか？
- 協会けんぽからのお知らせです
- 健康づくり標語コンクール

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

国民年金の手続きはお済みですか？

会社を退職されたときは国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届出が必要となります。

※第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)であった方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要です。

手続きについて

お住まいの市区町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。(郵送により手続きをしていただくこともできます。)

手続きに必要なもの

年金手帳

年金手帳

保険料額

国民年金の保険料(定額)は、月額15,100円(平成22年度)です。

保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、**退職(失業)**による**特例免除**もあります。

メリット1

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が支給されます！

これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、**平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。**

メリット2

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3

特例免除は、退職(失業)された方の所得を除外して審査！

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職(失業)された方の所得は審査の対象から除かれます。

手続きについて

お住まいの市区町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(郵送により手続きをしていただくこともできます。)

手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

※このページでご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

20歳になったら

国民年金

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

Q1
国民年金の
加入手続きは、
どこに行えば
いいの？

A 国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で直接お手続きください。

お時間に余裕がなく、窓口までお越し頂くことができない場合は、郵送によりお手続き頂くこともできます。

Q2
毎月の
保険料は
いくら？

A 国民年金の保険料（定額）は、月額15,100円（平成22年度）です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替制度などもあります。

お支払い方法…現金で納付される場合は、日本年金機構からお送りする納付書を使用して、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。

Q3

でも、毎月15,100円は払えない…
そんなときはどうすればいいの？



A 所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方については、**学生納付特例制度**という保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請はお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。なお、申請は毎年必要です。

対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

※各種学校…学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

所得のめやす

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円

で計算した額以下である場合

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が変わります

平成22年度の保険料率は次のとおりとなります。

一般の被保険者の方は平成22年3月分(4月納付分)から、任意継続被保険者の方は平成22年4月分からの適用となります。

なお、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者の方)は、健康保険料のほかに介護保険料が掛かります。

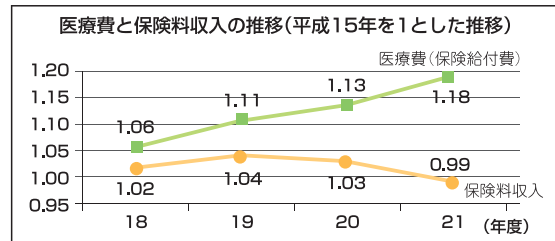
新潟県の健康保険料率 8.18% → 9.29%

介護保険料率(全国共通) 1.19% → 1.50%

■保険料率の大幅引き上げの要因

保険料率は、以下のような社会情勢の変化により大幅に引き上げざるを得ない状況となりました。

- 要因1 経済不況による賃金の低下や加入者数の減少による保険料収入の減少
- 要因2 高齢化や新型インフルエンザなどの影響による医療費支出の増加



■協会けんぽの今後の取り組み

このような大幅な保険料率の引き上げを受けまして、協会けんぽでは今後の保険料率上昇の抑制のために次の事業を重点的に取り組んで参ります。

①健診や保健指導などの予防事業や健康づくり事業

みなさまの健康増進、疾病予防の推進により病気を未然に防ぎ、新潟県の医療費を抑えます。

②ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品はこれまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と国から認められた低価格なお薬です。今お使いのお薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、加入者の方々のお薬代が軽減され、かつ健康保険財政の改善につながります。

健康保険財政は加入者、事業主のみなさまのお力により支えられておりますので、今後の事業推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「特定健康診査受診券」を発送いたしました

協会けんぽに加入されているご家族のうち、40歳から74歳までの方を対象として、4月初旬に「特定健康診査受診券」を事業所様宛で発送いたしました。* (注1)

事業主様及びご担当者様におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、従業員様を通じて対象となるご家族へ配布をお願いいたします。詳しくは同時にお送りさせていただいたリーフレットをご覧ください。

なお、同時に従業員の方の生活習慣病予防健診のご案内及び申込書もお送りしておりますが、こちらのお手続きに変更はございませんので、平成22年度も引き続きお申し込みをいただきますようお願いいたします。

* (注1) ……発送の対象は平成21年12月31日の時点で加入されているご家族の方です。平成22年1月以降に加入されたご家族の方は、これまでどおり受診券の申請が必要となりますのでご注意ください。

～年に1回は協会けんぽの特定健診を受診し、併せて市区町村が実施するがん検診を受診しましょう!～
(がん検診に関するお問い合わせはお住まいの市区町村窓口までお願いします。)

上記にかかるお問い合わせは

- 保険料率について 【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261
- 特定健診について 【保健グループ】 TEL.025-242-0264

* 保険料の納付に関するご相談は、日本年金機構の各事務所までお願いします。

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表) 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

協会けんぽ新潟支部

検索

財団法人 新潟県社会保険協会 平成22年度事業計画・予算 決まる

3月11日（木）万代シルバーホテルに於て、第164回理事会・第131回評議員会を開催しました。会議では平成22年度の事業計画等について審議し、以下のとおり決定しました。

平成22年度事業計画

会員の理解と協力により、社会保険制度の制度周知と被保険者等の健康づくり及び厚生福利の増進を図るために適切な事業を実施し、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

前記の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- 1 社会保険制度の趣旨普及
 - (1) 社会保険制度周知
 - (2) 広報活動
- 2 社会保険事業の推進協力
- 3 社会保険制度に関する調査研究
- 4 健康づくり事業の実施
 - (1) 職場における健康づくり事業
 - (2) 健康啓発事業
 - (3) 健康の保持増進事業
- 5 厚生福利事業の実施
 - (1) 社会保険相談事業
 - (2) レクリエーション事業
- 6 協力団体への活動助成
- 7 保養施設の運営
- 8 その他
本会の目的達成上必要と認められる事業を実施する

平成22年度一般会計収支予算

科 目	金 額	科 目	金 額
I. 事業活動収支の部		II. 投資活動収支の部	
1. <事業活動収入>		1. <投資事業活動収入>	
基本財産運用収入	1,000	投資活動収入	0
会費収入	131,714,000	2. <投資活動支出>	
雑収入	550,000	特定積立預金支出	0
事業活動収入計	132,265,000	投資活動支出計	0
2. <事業活動支出>		投資活動収支差額	0
事業費支出	106,302,000	III. 財務活動収支の部	
管理費支出	30,813,000	1. <財務活動収入>	
事業活動支出計	137,115,000	財務活動収入計	0
事業活動収支差額	△4,850,000	2. <財務活動支出>	
		財務活動収入計	0
		財務活動収支差額	0
		IV. 予備費支出	150,000
		当期収支差額	△5,000,000
		前期繰越収支差額	5,000,000
		次期繰越収支差額	0

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日（10:00～15:00）
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

5月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐 渡 中 央 会 館	19(水)	13:30～16:30 (13:30～16:10)	柿 崎 商 工 会	19(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
両 津 地 区 公 民 館	20(木)	9:00～11:30 (9:00～11:00)	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	19(水)	10:00～14:00 (10:00～14:00)
小 木 町 商 工 会	20(木)	8:50～11:00 (8:50～10:30)	村 上 市 役 所	12(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
小 出 商 工 会	19(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		26(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
糸 魚 川 市 役 所	12(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー ク ロ ス 1 0	13(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)
	26(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		27(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をして下さい。

※上記の社会保険相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

新しく社会保険事務を担当することになった方等を対象として、5月に下記日程のとおり事務講習会を開催します。また本年度は、5月以降も6月、7月、9月、10月、12月、23年3月に社会保険事務講習会を開催する予定です。なお、開催日程等につきましては、その都度、広報誌「社会保険にいがた」に掲載しお知らせします。参加者には参考図書「社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
5月11日(火)	午後1時30分 ～午後4時	クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
5月14日(金)		クロス10	十日町市本町6丁目	50名
5月17日(月)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	50名
5月18日(火)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
5月18日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
5月19日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
5月25日(火)		上越市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
5月26日(水)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

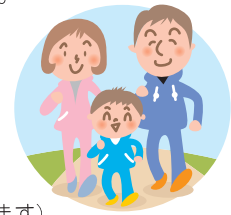
お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）

財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

健康づくり 標語 コンクール

当協会では、健康づくり事業を各種実施しております。その事業の一環として加入者等の皆様方が健康に関心を持っていただき、健康で快適な生活を送っていただくため、本年度も「健康づくり標語コンクール」を実施いたします。多数の方からのご応募お待ちしております。



★応募要領

- 題材 職場や家庭における明るい健康づくりを表現したもの
- 応募資格 社会保険に加入している事業主及び被保険者とその家族
- 応募方法 FAXまたはハガキで作品名、事業所名、所在地、氏名、電話番号を記入し右記の住所またはFAX.(025)290-3201へお送りください（一通または一葉で一作品とします）
- 締切 平成22年6月4日(金)
- 入選発表 「社会保険にいがた」7月号に掲載 金賞、銀賞、銅賞、佳作とし、入賞者には記念品をお贈りします
※応募作品の著作権は、財団法人新潟県社会保険協会に帰属し作品は返却はいたしません

施設割引制度追加等のお知らせ

利用施設が追加になりました。

宿泊・入浴施設

ニューウェルサンピア 沼津

・静岡県沼津市宮本80-27 TEL.055-922-5555

- 割引内容／宿泊料金 通常1泊2食付 大人通常料金より**1,000円引き** ※年末年始、夏季期間は除く
平日 10,500円→**9,500円** 土・祝前日 11,500円→**10,500円**
※上記は和室定員利用の料金です。

グランドサンピア 立山

・富山市原3-6 TEL.076-481-1617

- 割引内容／1.宿泊料金 お一人様 **1,000円引き** ※大人(中学生以上)1泊2食付プランに限る
※ゴールデンウィーク・年末年始、夏季期間は除く
2.日帰り入浴 900円→**600円** 大人(中学生以上)タオル付

割引内容変更施設

入浴施設「ホンマ健康ランド」の割引内容が**平成22年4月1日**から変更になります。

- 割引内容／入館料2,100円のところ施設利用会員証提示により、**1,575円**になります。

訂正とお詫び

3月号に誤りがありました。ご迷惑おかけしましたこととお詫び申し上げます。

●5ページ

「社会保険ボウリング新潟県大会の結果」第3位大新合板工業株式会社チームの点数「1,654ピン」を「**1,614ピン**」に訂正します。

●6ページ

「社会保険軟式野球大会のご案内」の申込先「上越地区時無センター」を「**上越地区事務センター**」に訂正願います。